

G7 広島開催に当たって

日本政府にミャンマー人難民の実質的保護を求める

全国難民弁護団連絡会議

2023年5月18日

2021年2月1日にミャンマー国軍は強権的にクーデターを起こし、その後、軍の暴虐に対して抵抗する国民・諸民族への苛烈な人権侵害を継続している。この事態に対して、国連人権高等弁務官のフォルカー・テュルク氏は2023年1月、「クーデター後2年が経過したが、政治や経済、社会、文化などすべての分野で最悪の状況が続いている。国民を守らなければならない国軍が市民を標的とし、暴力や殺害、拷問、虐待、民家に対する放火、空爆などの国際法違反と戦争法違反、人道に対する犯罪を連日連夜継続している」と指摘し、「今こそ国際社会は一致団結してミャンマー国民を軍隊による暴力から守るべき時が来た」と強く訴えている。

このような国際的状況を踏まえ、G7 広島開催に当たり、日本におけるミャンマー人難民をはじめとするミャンマー問題に関する状況をいくつか指摘しておく。

① ミャンマー人難民に対する保護が全く不十分であること

日本の当局は、クーデター後の2021年5月に緊急避難措置を発表し、ミャンマー人で帰国を望まない者への在留資格付与を一定の範囲で認める方針を示した。

しかし、難民の保護という視点からは、難民条約上の履行ではなく、日本による保護は極めて不十分である。

クーデターの前年の2020年は、日本におけるミャンマー人への難民認定はゼロであった。そしてクーデターのあった2021年はわずかに32人(申請者数は3000人を超えていた)、2022年の難民認定が26人、2年の合計は58人に止まっており、認定率は2%前後に止まっている。

不認定となっている申請者の中には、ロヒンギャや多くの少数民族の申請者も含まれており、前記の国連人権高等弁務官が指摘するような「最悪の状況」が継続する中で、異様に低い庇護の状態となっている。

② ロヒンギャの難民申請者が裁判で難民として保護を認められていないこと

先日には、行政段階で難民として認められなかったロヒンギャの難民申請者が、名古屋地方裁判所において、「2017年8月以降のロヒンギャに対するジェノサイドと評されるものは、ラカイン州北部におけるもの」とあり、2021年2月のクーデターでロヒンギャに厳しい対応をしてきた国軍が政権を掌握したにもか

かわらず、「これによってミャンマー国内全域においてロヒンギャが一般的に迫害を受けるようになったことを認めるに足る証拠はない」として、およそ難民保護からかけ離れた認定がなされている(もとより、この判断は出入国在留管理庁の判断の追認である)。

③ 日本政府のミャンマー情勢や国軍に対する姿勢の甘さ

日本の外務省は 2023 年 4 月、日本政府が供与した旅客船 2 隻について、昨年 9 月にミャンマー国軍がラカイン州で兵士や武器の移送のために軍事利用したことが確認された、と発表した。外務省報道官は、日本政府は今回の誤用と国軍に抗議し、「こうした事態の発生に対する遺憾の意の表明」した上、「再発防止を徹底する」と回答した。

しかし、実際には、既に、2022 年 10 月にヒューマン・ライツ・ウォッチがミャンマー当局の文書をもとに、日本政府が 2017 年から 2019 年の間に供与した旅客船 3 隻のうち 2 隻を利用し、100 人以上の軍人や物資をラカイン州ブティダウンに移送したと報告していたものであって、日本政府の問題の認識と国軍への姿勢の甘さが端的に現れているものである。

また、麻生太郎副総裁と日本ミャンマー協会会長の渡辺秀央元郵政相は、ミャンマー国軍から、2023 年 1 月に名誉称号と勲章を授賞した。これについて、日本政府は「個人として勲章を受章したと承知しており、政府としてコメントする立場にない」と無責任な姿勢を示しており、ミャンマー国軍の行動を制し民主化を希求するミャンマー国民を含めた世界中の人々の願いに背を向けている。

以上のように、日本は、ミャンマー政府に対する厳しい姿勢を示すこともできず、かつそのことも背景にあって、ミャンマー人難民申請者への保護を尽くすことができない状態にある。

「今こそ国際社会は一致団結してミャンマー国民を軍隊による暴力から守るべき時が来た」と上記国連人権高等弁務官が述べているとおりである。G7 首脳もかかる認識を共有すると信じているが、少なくともここで示した日本の対ミャンマーへの姿勢は、ミャンマー国民を国軍から守るものには映らない。日本政府は G7 中唯一のアジアの国として、国際社会の中での対ミャンマー国軍への断固とした厳しい姿勢を示し、同時に庇護を求める難民申請者に十分な手を差し伸べ、その保護の姿勢を具体的に示して、G7 各国が「一致団結してミャンマー国民を軍隊による暴力から守る」取り組みを主導するよう、また、この難民保護に逆行する入管法改訂案を撤回するよう、日本政府に強く求める。

以上